

令和2年4月28日

市内小中学校・幼稚園
保護者の皆さまへ

亀山市長 櫻井 義之
亀山市教育委員会教育長 服部 裕

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業延長のお知らせ

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、本市では、4月16日（木）から5月6日（水）の期間、市立小中学校、幼稚園、認定こども園（1号認定）の臨時休業を実施しております。

しかしながら、現在の感染拡大状況が、今なお予断を許さない状況にあることから、さらに、5月7日（木）から5月31日（日）まで、臨時休業を延長することといたします。

また、臨時休業にあたりましては、下記の対応を講じてまいります。今後の感染等の状況変化により、対応に変更が生じる場合もありますことをご理解願います。

記

1. 臨時休業の延長期間

5月7日（木）から5月31日（日）の期間
今後の状況によって変更する場合があります。
なお、この期間中、登校日は設けません。

2. 臨時休業中の児童生徒等の過ごし方について

引き続き、別紙「臨時休業中の過ごし方」「臨時休業中の学習について」を参考に、感染予防に取り組み、規則正しい生活を送ることができるよう協力願います。

3. 臨時休業中の学習支援について

教職員が、電話連絡や家庭訪問等を行い、学習・生活の状況の把握に努め、各学校より当面の家庭学習用課題を適切に課します。

中学校については、オンライン学習教材「e-ライブラリ」を積極的に活用ください。

また、テレビ放送を活用した学習や学習に役立つサイト紹介、オンライン学習等の案内を近日中にさせていただきます。

4. 児童生徒の個別対応について

医療的ケアを要する、または基礎疾患を有したり、特別な支援を要したりする児童生徒等については、学校が個別対応します。

5. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブと学校での預かりにつきましても、やむを得ないご事情によりご家庭での保育が困難な児童を念頭において実施しております。感染のリスクの観点から、エッセンシャルワーカー（医療など社会活動維持に必要な業務に従事されている方）などで、勤務の調整が困難で家庭内等で児童を見る方がいないなど、やむを得ない事情のご家庭以外の利用を自粛いただきますよう、改めてご協力をお願いいたします。

6. 中学校の部活動について

部活動は実施しないこととします。

7. 学校教育外の活動について

放課後子ども教室、スポーツ少年団、こども会の活動などは実施しないこととし、学校体育施設開放委員会に登録している団体等への施設開放も行わないこととします。

なお、運動場については、子どもたちの体力維持等の観点から、保護者同伴、もしくは了解を得た上、感染防止や安全に留意しての使用は可能とします。

8. 夏季休業期間の短縮について

授業時間数を確保するため、現在のところ下記のように夏季休業期間の短縮を予定しています。

- ・ 1学期終業式… 7月31日（金）
- ・ 夏季休業期間… 8月1日（土）から8月23日（日）
 < 8月上旬には、各校にて学習補習を予定 >
- ・ 2学期始業式… 8月24日（月）

9. 人権への配慮等について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、根拠のない噂話や偏見・差別が社会に広がっています。こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、感染した事実を周囲に告げることができなくさせること、医療・福祉従事者など社会を支える人々のモチベーションを下げるなど、さらなる感染の拡大につながる恐れもあります。

子どもたちの中に、こうした偏見や差別を生まないよう、保護者の皆さまには、最も身近な大人として正しい情報に基づいた行動を示していただき、子どもたちの心身の健康・いじめや差別の防止にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

10. その他

その他の対応や、事態の変化による変更等については、各校よりメール配信・HP等により速やかに連絡いたします。